

長 建 協 発 第 1 8 9 号
平 成 2 5 年 7 月 1 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

解体用機械等の安全対策の充実事項の周知等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、工作物等の解体に使用される鉄骨切断機等による労働災害の防止に関する改正労働安全衛生規則等が平成25年7月1日より施行されることに伴い、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。